

シリーズ企画

オリンピックと屋内全面禁煙法・条例(その32)

- ・国会議員が受動喫煙防止に反対する理由
- ・法規制に向け私たちができること

北九州市医師会広報委員会委員
産業医科大学産業生態科学研究所 大和 浩
健康開発科学研究所 教授

①国会では喫煙が当たり前の環境

飲食店等を原則禁煙とする厚生労働省案に、タバコ販売を推進する「自由民主党たばこ議員連盟」から「対案」が示されたことを先月号で紹介しました。自民党の対案は、骨抜きどころか、官公庁や学校、病院でも喫煙室を認める、タクシーでも喫煙を認める、もちろん、居酒屋も喫煙可、という内容です。3月の参議院予算委員会で松沢成文議員が使ったパネルの内容(先月号で紹介)に、すでに全

面禁煙の49カ国の状況を追記した比較表を図1に示します。厚生労働省案でも甘い、と思っている私たちから見ると、「自民党対案」はとても容認できる内容ではないことが分かってもらえると思います。

このような「対案」が出されるのは、自民党議員に喫煙者が多いからです。特に、当選回数が多い長老たちは、国会の委員会室(図2)や会見室(図3)、ロビー(図4)、議員会館(図5)で喫煙できること

施設の類型	イギリス等49カ国*	厚生労働省案	自民党たばこ議員連盟対案	
小中高	屋内禁煙 もしくは 敷地内禁煙	敷地内禁煙	屋内：喫煙専用室設置可 屋外：喫煙場所設置可	
医療施設				
大学、運動施設				
官公庁	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も可)	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も可)	喫煙専用室設置可	
劇場等のサービス業施設			喫煙専用室設置可 販売店等のサービス業、娯楽施設は表示義務	
事務所(職場)		屋内禁煙 (喫煙専用室設置可)	対象外	
ホテル、旅館(客室を除く)			共用部分：喫煙専用室設置可 宴会場は表示義務	
飲食店		食堂、ラーメン店等	屋内禁煙 (喫煙専用室設置も可)	表示義務
		居酒屋等		
		バー、スナック等		
バス、タクシー			車内禁煙 (喫煙専用室設置も可)	公共路線バス：車内禁煙 貸切バス・タクシー：表示義務
鉄道、船舶			車内禁煙 (喫煙専用室設置可)	車内禁煙 (喫煙専用室設置可)

[注]小規模(●㎡以下)のバー、スナック等(主に酒類を提供するものに限る)が該当。いわゆる居酒屋や、主に主食を提供する飲食店(食堂、ラーメン店等)は含まない。また、店内で喫煙を認める場合には、受動喫煙が生じうる旨の提示と換気等の措置を義務付ける。厚生労働省及び自民党たばこ議員連盟作成資料に基づき松沢成文事務所が作成し、平成29年3月24日の参議院予算委員会でパネルとして使用した内容に、全面禁煙の法規制がある49カ国の状況を筆者が追加

図1. 屋内全面禁煙の49カ国、受動喫煙対策を強化する厚労省案自民党たばこ議員連盟の比較

図2. 国会、委員会室の灰皿

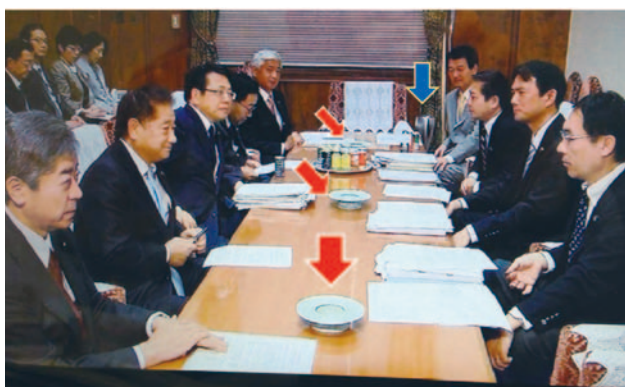


図3. 国会、会見室の丸テーブルの隙間の灰皿（図2の青矢印と同じ灰皿）



図4. 国会、ロビーの喫煙室



図5. 議員会館、どのフロアにもある喫煙室（自室で吸う議員もいます）



が当たり前の環境で過ごしてきました。このような議員たちと同席したことはありませんが、会食で行く料亭の個室でもきつと喫煙していることでしょう。

このような状況ですから、先月号で紹介したように石破茂氏は「（屋内を禁煙化する）法案が上がってきても通さない」と、くわえタバコの写真付き発言するのです。「議員の常識は世間の非常識」ですが、国策を決めるのはその議員たちです。

受動喫煙問題を専門に扱う岡本光樹弁護士が、国会議員718人の喫煙対策に関する過去の発言とホームページの内容から判断し、賛成派23人、反対派97人の言動をまとめて一覧表を作成されました。両派の代表的な意見を以下に転記します。タバコ産業からの献金受け取っている議員は、やはりタバコを擁護する発言をしています。私のホームページからダウンロードできますので、次の選挙の参考になるように情報の拡散をお願いします（<http://www.tobacco-control.jp/>）。

×反対派：野田毅氏（熊本2区、当選15回、自民党たばこ議連会長、たばこ特別委員会顧問、タバコ産業からの政治献金305万円）

10月のペーパーはあくまで「たたき台」であり、「原案」ではない。現段階では案は何もないはずだ。たたき台がそのままいくのは今日の議論を聞いていてもありえない。たたき台は大幅に修正される前提でなければならない。我々は、個人の選択の自由を大事にしなければ。受動喫煙をなくすことが主眼であるならば、禁煙よりは分煙だ。目指すは分煙先進国。世界に冠たる分煙先進国を目指すべき。国際標準に何でも合わせなければならないということでない。それならば捕鯨はどうなるのか。従軍慰安婦だって、国連の中で位置付けられてしまっている。選択の自由の中でどう落とし込むか。たたき台をうんと叩いて、中身を変えて行くべきだ。オリンピックを言うのであれば、むしろドーピング問題を考えるべきだ。オリンピックに便乗しすぎだ。いくら大臣がどう言ったからといって、どうなるものでもない。

2017年3月11日、熊本県歯科医師会館にて、熊本県歯科医師会通常評議員会が開催され、来賓として出席した。最初に、昨年の熊本地震での活動にお礼を申し上げた。そして先生方のお話の中で、口腔衛生が健康維持にいかにか大事か再確認し、社会保障制度に関する特命委員会委員長として、歯科医師の先生方をできるかぎりサポートして参る所存である。

(筆者コメント:受動喫煙が健康問題であることが理解出来ていません。タバコの議論をする時に鯨やドーピングなどを持ち出して問題のすり替えをしてはなりません。喫煙は口腔衛生にも悪いことを勉強して欲しいものです)

○賛成派：羽生田俊氏 (参議院比例区、当選1回、厚生労働委員会委員長、自由民主党受動喫煙防止議員連盟幹部)

受動喫煙防止がなぜ必要か、目的を忘れてしまっている。健康に有害、誰しも認めている。受動喫煙防止配慮しなければいけないと、ここに出席している皆も分かっているはずだ。分煙ではゼロにならない。どこまで厳しくするかは今後の議論として、受動喫煙を無理やりさせられている国民がいるということを考えてほしい。

2017年2月22日、参議院議員会館にて超党派の「東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止を実現する議員連盟」の意見交換会が開かれ、尾崎治夫・東京都医師会会長より意見表明を行っていただき、厚労省からは現状の説明を聴取しました。

(筆者:さすが医師。問題の本質を正確に把握されています)

平成29年5月5日の毎日新聞の〈記者の目〉に「受動喫煙対策を考える」というタイトルで素晴らしい意見が掲載されました。毎日新聞社医療福祉部・山田泰蔵記者執筆の全文を以下に転記させていただきます。喫煙する議員たちに読ませたいものです。

「命を守る」が最優先

私は喫煙者だが、政府が2020年の東京五輪・パラリンピックに向けて、受動喫煙防止対策を

強化する方針には賛成だ。厚生労働省は3月1日、飲食店などの屋内を原則禁煙とする改正法案の概要を発表した。だが自民党内の反発が激しく法案提出は全く見通せない。対案を発表した自民党たばこ議員連盟 (会長・野田毅元自治相) など反対派は、飲食業界への影響を主な反対理由に挙げるが、まずは健康被害を防ぐことを第一に考えるべきだ。

厚労省案は、罰則付きで屋内を禁煙にすることを目指す。小中高校や病院は最も厳しい「敷地内禁煙」とし、官公庁や大学は「屋内禁煙」。飲食店やサービス業施設、オフィスなどは「原則屋内禁煙」だが喫煙専用室の設置を認める。主に酒類を提供する30平方メートル以下のバーやスナックは規制対象外とした。

普段よく利用する店を思い浮かべた。ほとんどが30平方メートルを超えるだろう。「会社帰りに居酒屋で一服はできなくなるな」と一抹のさみしさを覚えた。しかし、いずれ屋内禁煙の日が来ると思えば諦めもつく。受動喫煙防止の努力義務を定めた2003年の健康増進法施行で、公共施設や駅、タクシーなどで禁煙が進んだ。当時は困惑したものの、今となっては喫煙者も当たり前のように受け入れている。

屋内禁煙が世界的な潮流

日本では環境美化や接触事故防止のため、屋外禁煙が進んできた。しかし受動喫煙を防ぐ観点からは屋内禁煙が世界的潮流だ。排煙設備があっても受動喫煙を防ぐのは難しいからだ。世界保健機関 (WHO) の調査では、世界188カ国のうち、病院、学校、大学、行政機関、事務所、飲食店、バー、公共交通機関という人が集まる場所の8分類すべてで、屋内禁煙の法規制をした国は49カ国に上る。厚労省案が実現したとしても、WHOの格付けでは、日本は現在の4段階中の最低ランクから一つ上がるに過ぎない。

国際オリンピック委員会 (IOC) とWHOは「たばこのない五輪」を求めており、2008年の北京以降、すべての五輪開催地は罰則付きで屋内禁煙とする法規制を講じた。先月来日したWHOのダグラス・ベッチャー部長が「日本は前世紀並みに遅れている。五輪を控えた今が、受動喫煙

対策を進める絶好の機会だ」と訴えるのもうなずける。

一方、たばこ議連も対策の必要性は認め「意図せず煙にさらされることを防ぐ」と分煙による対策を訴える。飲食店などに「禁煙・分煙・喫煙」の表示を義務づけ、客は店を選択することで受動喫煙を避けられると主張する。

自民議連案は従業員置き去り

議連の案は一見、店と客の自主性に委ねバランスがよいように見える。しかし、煙が充満する店内で働く従業員のことが全く考慮されていない。従業員が受動喫煙を避けるには仕事を辞めるしかない。従業員の受動喫煙防止をなおざりにしている点で、この案には賛同できない。

議連を支持する飲食業界からは「雇用時に了解を得る」などの提案も挙がるが、未成年者が働くことも考えれば十分ではない。結局、分煙による対策は現状の喫煙環境を温存するだけで、完全な受動喫煙防止は実現できないのだ。

たばこ議連案の資料には「合法的な嗜好(しこう)品のたばこを喫煙する者を排除してはならない」などと「喫煙者の権利」を強調する言葉が並ぶ。私も「喫煙場所がなくなるならいっそ販売禁止にした方がいい」とぼやきたくなることもあるが、喫煙者の権利をいうなら最低限、他人の健康を害さないことが前提だろう。

原因不明の慢性閉塞(へいそく)性肺疾患(COPD)がある高村春仁さん(52)は酸素ボンベが欠かせず、常時、鼻からチューブを通して吸入する。3年前からは歩くだけで呼吸が厳しく車いす生活になった。「喫煙所から戻ってきた人の体に付いた煙だけで呼吸が苦しくなる」と訴える。わずかな煙でも他人の健康を害することがあるのを忘れてはならない。

受動喫煙対策の背後には、関連業界の利害だけでなく、年間2兆円余りの税収を生むたばこ税など複雑な事情が絡む。しかし、厚労省研究班の推計では受動喫煙による国内の年間死亡者は約1万5,000人。受動喫煙がある人が肺がんになる危険性は1.3倍、乳幼児突然死症候群は4.7倍となるなど健康リスクは明白だ。命を守ることに勝る優先事項はないだろう。

影響が出る業界や地域には何らかの支援策を検討すればいい。喫煙所の設置助成や屋外の公共喫煙所の増設などがその例だろう。厚労省案の30平方メートルでの線引きも根拠が不明だ。従業員の受動喫煙を防ぐ点からは、従業員を雇用しない1人店主の店のみ喫煙を認めるとする考えもある。

安倍晋三首相は今のところ党内議論を見守る姿勢を示している。しかし厚労省案が出てから、自民党内の議論の場となる部会が開催されないまま2カ月以上たつ。今国会での成立を逃せば「たばこのない五輪」は危うくなる。一刻も早い部会開催が望まれる。私個人としては、今回の対策強化をきっかけに禁煙まで行ければいいなと思いつけている。

②署名のお願い、地元選出議員に声を上げよう

今回の法規制に対して、医科・歯科の学会を中心とした賛成派と飲食店等を中心とした反対派がそれぞれ署名活動を行いました。賛成派は3万筆余りと健闘しましたが、反対派は100万筆超でした。反対派はタバコ産業の組織票が入りますから、数の上では負けてしまいます。私たちにできることは、①日本医師会が300万票を目標に始めた「受動喫煙の防止対策を強化・実現するための署名のお願い」(「日本医師会 受動喫煙 署名」で検索)に協力すること(締切：6月23日)②地元選出の国会議員に電話、FAX、手紙で直接連絡をすることです。石川県の禁煙団体が地元選出の議員に送った嘆願書を図6(20ページ参照)に示します。形式が整った嘆願書でなくても「従業員の健康のために法規制をお願いします」「タバコ臭くないレストランで食事がしたいです」「国が号令をかけてもらえればやりやすくなります」など短いFAXでも構わないと思います。神奈川県某県会議員は「自分の選挙区から特定の問題に対して複数の意見・要望が届くと、真剣に考えざるを得ません」と言われていました。医師からの意見であれば、なおさら真剣に考えてくれることでしょう。1987年、長州力がリングで叫んだ「藤波！前田！お前ら噛み付かないのか？今しかないぞ！俺たちには！」というシーンを思い出します。本当に「今しかない」という状況なのです。

図6 石川県の禁煙団体が地元選出議員に送った嘆願書

平成29年3月28日

石川県選出衆議院議員 馳 浩 様、北村 茂男 様、佐々木 紀 様
石川県選出参議院議員 岡田 直樹 様、山田 修路 様、宮本 周司 様

公益財団法人 石川県医師会会長 近藤 邦夫
特定非活動法人禁煙ねット石川理事長 遠藤 将光



受動喫煙防止法令の整備に関する要望書

日頃より、県民の健康の増進と石川県の産業の発展等にご尽力下さり、誠にありがとうございます。さて既にご承知の通り、東京オリンピック・パラリンピックの開催を3年後に控え、厚生労働省に於いて公共の屋内空間における受動喫煙防止の実効性を高める法案が検討されています。しかしながら売上げの減少を心配するタバコ産業や飲食店業界等が本法案に反対し、法案が骨抜きになるような例外規定の設定を主張しています。

受動喫煙は、東日本大震災による死者・行方不明者にほぼ匹敵する15,000人以上の日本人の命を毎年奪っています。さらには肺がん、喘息、肺炎、心筋梗塞、脳卒中など多くの疾患により、数えきれないほどの人々が日々苦しめられています。先進各国に目を転じますと、ほとんどの国では既に公共の屋内空間を禁煙にする法令が施行され、心筋梗塞による搬送患者の数が大幅に減少するなど、大きな効果を挙げています。しかし我が国では、完全禁煙の飲食店は8軒に1軒のみ、居酒屋に至っては38軒に1軒です。分煙だとする飲食店も若干ありますが、分煙では受動喫煙は防げないことが科学的に明らかになっていますので、平成15年施行の健康増進法が定める受動喫煙防止の努力義務は、ほぼ実効性がないのが実情です

北陸新幹線の開業によって、石川県を訪れる国内外からの観光客は大幅に増加しています。今後も観光立県石川のブランドイメージを維持し、持続的な発展につなげるためには、訪れた方々が気持ちよく食事やお酒、そして滞在を愉しむことができる環境が重要と存じます。今や日本人の84%は非喫煙者であり、県内に乗り入れる鉄道と航空機は以前から全面禁煙です。それにも関わらず、洗練された文化とおもてなしを求めて来県された方々が、県内の飲食店や宿泊施設、観光施設で受動喫煙を受けて体調を崩されたり不愉快な想いでお帰りになられたりすることは大変に残念です。

もちろん、飲食店経営者の方々のご不安は理解できます。神奈川県で受動喫煙防止条例が検討された際にも、飲食業等に大きな経済的損失が生じるとの予測を発表した民間調査会社がありました。しかし蓋を開けてみると、神奈川でも兵庫でも、条例を原因とする飲食店の倒産は生じませんでした。また先進各国では、受動喫煙防止法の施行によりパーやバブも含めて売上げが落ちないことが既に証明され、むしろ売上げが増加したとの報告もあります。石川県の委託を受けて禁煙ねット石川が平成22年から23年にかけて実施した調査でも、禁煙にした162の飲食店で、禁煙に関するクレームは一件も認められませんでした。

きれいな空気は、大多数の石川県民の願いであり、また、石川県での楽しい時間を期待する来訪者の願いでもあります。

私たちは、石川県民の命と健康を守る医師の団体として、あるいは石川県の発展を願う県民として、県内県内において受動喫煙がなくなることを心から願っています。

国政ならびに県政における県民代表の皆さまにおかれましては、「例外なき受動喫煙防止法令」の実現により一層の御尽力を賜りますよう、ここに要望申し上げます。